議案第1号

令和5年度東広島市地域公共交通会議予算(案)について

令和5年3月28日提出

東広島市地域公共交通会議会 長塚井誠人

1 提案理由

令和5年度の東広島市地域公共交通会議の予算(案)について、承認を求めるもの。

2 東広島市地域公共交通会議予算(案)

別紙「資料6」のとおり

令和5年度 東広島市地域公共交通会議予算(案)について

東広島市地域公共交通会議財務規程第2条の規定に基づき、令和5年度東広島市地域公共交通会議に係る歳入歳出予算を調製した。

○ 収 入 (単位:千円)

款	項	説明	金額	備考
1 負担金	1 負担金	地域公共交通支援・改善に係る負	21, 647	市負担金
1 貝担並	1 貝担金	担金	21, 047	川貝担金
		交通計画改訂に伴う負担金	17, 186	
		再編推進事業支援負担金	420	
		会議運営に係る負担金	1, 063	
2 繰越金	1 繰越金	R4-5年度繰越分を除く	139	R 4年度
合計			40, 455	

○ 支 出 (単位:千円)

款	項	説明	金額	備考
1 運営費	1 会議費	交通会議等	600	委員報酬
1 座百須	2 事務費	交通会議事務費	602	事務費・旅費
		地域公共交通実証運行支援	9, 944	別 紙1
		コミニティバス運行の改善	11, 703	別 紙2
2 事業費	1 事業費	東広島市総合交通戦略・東広島市	0.000	別 紙3
2 事未負	1 学未負	9,000 地域公共交通計画の改訂(前期)	カリ 州入 ひ	
		東広島市地域公共交通利便増進実	8, 186	別 紙4
		施計画の改訂 (後期)	0, 100	刀1 水八 任
		再編推進事業支援(PAPYデー	420	
		タ取得・のんバスチラシ作成)	420	
	合計			

○ 債務負担行為 (単位:千円)

事業内容	債務負担行為		積算基礎等	
争未们分	限度額	R5 年度-R6 年度	R5 年度	R6 年度
地域公共交通実証運行支援	7, 260	17, 204	9, 944	7, 260
東広島市総合交通戦略・東広島	19.000	91 000	0.000	10,000
市地域公共交通計画改訂業務	12, 000	21, 000	9, 000	12, 000

【参考】R4年度繰越分

〇 収 入

款	項	説明	金額	備考
2 繰越金	1 繰越金	R4-5年度繰越分	12, 519	R 4年度
			12, 519	

○ 支 出 (単位:千円)

款	項	説明	金額	備考
2 事業費	1 事業費	公共交通導入伴走支援	3, 322	
		東広島市都市交通マスタープラン	9, 197	
		の改訂	9, 197	
	 1	슬 計	12, 519	

(単位:千円)

別紙 1

地域公共交通実証運行支援

1 事業の概要・目的

地域が主体となった地域交通の実証運行期間中の移動実態調査、潜在需要の掘り起こし、運行 計画など、運行組織への伴走支援を行う。(「志和地域」「小谷地域」)

2 業務概要

- ・実証運行開始の広報活動に関する支援
- ・実証運行期間中の住民・利用者意見集約(アンケート調査等)の支援
- ・意見集約を反映した運行改善・見直し案の検討支援

3 スケジュール (予定)

R 3年度	・運行準備組織(検討会)協議立ち上げ
R 4年度	・移動需要の検討(想定される利用者へのアンケート等)
	・移動手段の検討
	・運行計画の作成
R 5年度	・運行計画の策定・準備
	・実証運行開始(10月からを想定)
R 6 年度	・実証運行終了(9月までを想定)
	・本格運行(10月からを想定)

※志和地域においては、既存路線(志和循環線)とのすみ分けについても並行して協議を行う方 針。

4 各地域での協議実績

地域	R 2年度	R 3年度	R 4年度
丰和州 林	卦6回	計8回	計12回(月1~2回のペースで協議を実施)
心和地域	志和地域 計6回		※志和循環線への試乗や芸陽バス株式会社との意見交換も実施
小谷地域	計2回	計4回	計11回(月1~2回のペースで協議を実施)

5 令和5年度予算額

収入:負担金 9,944,000円(東広島市からの負担金)

支出:業務費 9,944,000円

債務負担行為設定(R5-R6)7,260,000円

コミュニティバスの運行改善

1 事業の概要・目的

- ・利用が低迷するコミュニティバス等の運行改善を行う。
- ・モビリティマネジメントの取組みとして、地域住民とのコミュニケーションを重視し、運行改 善や利用促進を行っていくことで、持続可能な地域公共交通の運営を目指す。

2 想定しているコミニティバス等

豊栄そよかぜ号、河内あゆピチふれあい号、安芸津海風バス など







3 業務概要

- (1) コミュニティバスの運行改善
 - ・地域からの運行改善(案)及び運行計画の検討
 - ・事業者へのヒアリングや事業計画変更認可申請等の運行手続き支援
- (2) 手引書の作成
- (3) 地域公共交通会議の開催支援等

4 令和5年度予算額

収入:負担金 11,703,000円(東広島市からの負担金)

支出:業務費 11,703,000円

東広島市総合交通戦略・東広島市地域公共交通計画の改訂について

1 要旨

R4-R5 にかけて改訂を行っている都市交通マスタープラン(交通施策の上位計画)を踏まえ、 東広島市総合交通戦略・東広島市地域公共交通計画についても R5-R6 にかけて改訂を行うもの。

2 令和5年度予算額

収入:負担金 9,000,00円(東広島市からの負担金)

支出:業務費 9,000,000円

債務負担行設定(R5-R6)12,000,000円

3 計画の位置付け

	計画位置づけ	策定・改正年月
総合交	・都市交通マスタープランの実施計画とな	平成 27 (2015) 年 3 月策定
通戦略	る総合交通戦略を平成 26 年度に策定。	
	・平成 27 年度以降、総合交通戦略に基づ	
	き各種の交通施策を実施。	
地域公	・総合交通戦略を基に、平成 26 年 11 月	平成 27 (2015) 年 6 月策定
共交通	に改正された地域公共交通の活性化及	平成 29(2017)年 6 月改正
計画	び再生に関する法律に即した計画とし	令和 2(2020)年 6 月改正
	て、総合交通戦略に微修正を加えたも	
	$\underline{\mathscr{O}}_{\circ}$	

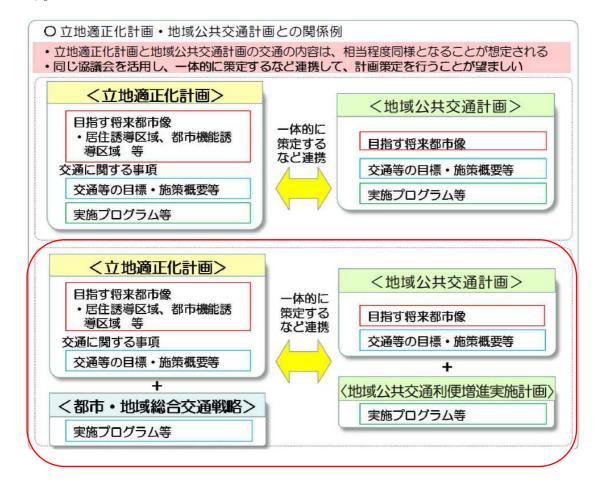
4 両計画の特徴

		総合交通戦略	地域公共交通計画
所管		国交省都市局	国交省総合政策局
		(国土交通大臣認定済)	(国土交通大臣送付済)
特徴	1	将来都市像を実現するために <u>まちづ</u>	① まちづくり、観光振興等の地域戦略と
		くりの視点から交通や土地利用等の	の一体性の確保
		施策をパッケージ化	② 地域全体を見渡した地域旅客運送サー
	2	関係者間の連携と役割分担による推	ビスの持続可能な提供の確保
		進体制(協議会方式)	③ 地域特性に応じた多様な交通サービス
	3	実施プログラムによる着実な推進	の組合せ

	④ PDCAサイクルによる持続的な施	④ 住民の協力を含む関係者の連携
	策展開	
策定効	・社会資本整備総合交付金(都市・地域交	・R2年の地域公共交通活性化再生法の改
果	通戦略推進事業)の活用。	正により、自治体に対して策定努力義務
	・都市地域交通戦略事業補助金の活用。	が課せられた。
		・計画と補助金の連動化(下段で詳述)

5 両計画と関連計画との関係等と計画策定

・ 都市・地域交通戦略の策定手引きでは、立地適正化計画・総合交通戦略(都市局)と地域公共 交通計画・地域公共交通利便増進実施計画などは「一体的に策定するなど連携」するとしてい る。



・ 方向性として、総合交通戦略と地域公共交通計画を統合した計画とする。 【統合計画としている自治体事例】 鹿児島市、姫路市、千葉市など

6 地域公共交通計画の策定に関する留意事項(法改正後の経過措置期限あり)

・ R2 年の法改正により、主にバス補助の要件として、地域公共交通計画の「本体」に補助系統を

位置づけ、毎年、地域公共交通計画「別紙」として毎年度提出することが必須とされた。 ※上記の経過措置期間として、経過措置期間は令和 6 年事業年度 (R5.10.1~R6.9.30 まで)まで

・ 地域公共交通会議での承認・国への送付手続きなどの標準処理期間等を踏まえ、R6 年第1 四半期頃の策定を要する。

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- 目標を達成するために行う事業及び実施主体
- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、 負担者及びその負担額
- 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
- 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる 取組(幹線系統のみ)
- 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

①地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法※ (※令和2年活性化再生法改正により努力義務化)



内容の整合

②地域公共交通計画「別紙」として提出する事項(毎年度提出)

- 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 補助系統の概要及び運送予定者
- 補助系統に関する定量的な目標・効果およびその評価手法・測定方法
- 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統のみ)
- 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- その他、詳細な事項

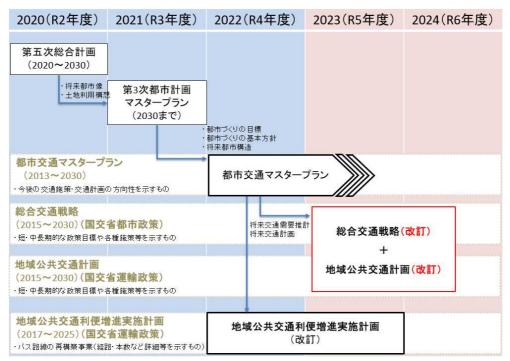
毎年度、国が地域公共交通計画(補助関連部分+別紙)を認定。 事業実施後、事業評価(自己評価・国による評価)を実施。

東広島市地域公共交通利便増進実施計画の改訂(後期)について

1 要旨

地域公共交通利便増進実施計画(旧:地域公共交通再編実施計画)は、地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画に定める「公共交通における施策の展開」や 上位計画である都市交通マスタープランに掲げる基本理念・基本方針の実現を目指す施策として、 地域公共交通ネットワーク(主に路線バス)の再編などについて具体的な路線や運行等の詳細を 示した計画としている。

本計画は、法定協議会である東広島市地域公共交通会議が主体となり、市からの負担金により検討・策定をしている。



2 改訂を必要とする理由

- ・平成27年度から2年間、市内全域の視点からバス交通の再編計画を検討。
- ・バス事業者とのワークショップ等を通じて、平成29年3月にとりまとめ、以降、段階的に再編 事業に着手するとした。
- ・平成29年10月の第1期を皮切りに、バス再編の核施設となるバス交通結節点(①下見・鏡山地区、②黒瀬地区)の整備事業に着手する計画していたが、平成30年7月豪雨災害による工程調整等により、2年~3年程度、整備計画が後ろ倒しとなった。
- ・その間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通の利用者減少や交通事業者の経 営に重大な影響を及ぼしている。
- ・計画を取りまとめた当時の社会情勢が急激に変わったことにより、バス事業者との意見交換の中

で「検討の仕切り直すべき」との協議がなされたため、都市交通マスタープランの改訂と並行しつつ、地域公共交通利便増進実施計画を改訂するもの。

3 改訂する主な内容

- ・志和地区交通結節点整備の再検討
- ・バス路線再編計画の再検討
- ・都市拠点のネットワーク強化(基幹交通)に資する利便増進策の検討

4 改訂スケジュール

	令和4年度	令和5年度	
志和地区交通結節点整備の検討			
バス路線再編計画の再検討			
都市拠点のネットワーク強化(基幹 交通)に資する利便増進策の検討			
関係者 (交通事業者等) の合意形成			
利便増進実施計画の策定			

5 令和5年度予算額

収入:負担金 8,186,000円 (東広島市からの負担金)

支出:業務費 8,186,000円

6 検討着手から現在までの取り組み変遷

H27.7~H29.3 地域公共交通再編実施計画策定業務

- ・バス路線再編計画の検討
- ・交通結節点の整備検討
- ・ 拠点停留所の検討
- ・ 市街地循環路線の運行計画の検討
- ・関係者の合意形成及び協議会運営支援
- ・地域公共交通再編実施計画(全体版)の策定とりまとめ

H29.8 地域公共交通再編実施計画大臣認定(全体版から抜粋)

H29.10 地域公共交通再編事業着手